

## 亶理町地域おこし協力隊（農業分野）募集要項

### 1. 募集の背景と目的

亶理町は豊かな自然環境に恵まれ、農業においては、これまで多様な農作物が生産されてきましたが、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加といった課題に直面しています。

そのような中で新たな担い手の確保や耕作放棄地の活用、既存農家の支援や継承が喫緊の課題となっているため、本町では自ら農作物の栽培を行いつつ、耕作放棄地の活用や既存農家の支援や継承を行い、将来、亶理町内で就農を目指す強い意欲を持った「亶理町地域おこし協力隊設置要綱」に基づく地域おこし協力隊員を募集します。

### 2. 募集分野・活動内容

#### (1) 分野

農業

#### (2) 活動目標（解決したい課題）

採用後は、以下の3点を柱として活動に取り組んでいただきます。

##### ① 農作物の栽培技術の習得と実践

亶理町の気候風土に適した農作物（野菜、果樹など）の栽培技術の習得及び実践

##### ② 既存農家の支援・事業継承

人手不足に悩む既存農家の農作業をサポートするとともに、将来的に農地や技術の円滑な継承に向けての取り組み。

##### ③ 耕作放棄地の活用と新たな生産体制の構築

町内の耕作放棄地の実態を把握するとともに、草刈りや土壌改良等を行って農地として再生させます。その再生した農地を活用した作物の栽培や、自身の将来の就農に向けた基盤づくり。

#### (3) 主な活動内容

##### ① 町内での農作物の栽培・管理・収穫・出荷作業等

##### ② 既存農家の農作業支援および繁忙期の労働力補完

##### ③ 既存農家の技術習得および事業継承

##### ④ 耕作放棄地の調査、地権者調整、開墾・再生作業、および活用方法の企画・実践

##### ⑤ 地域住民や関係機関と連携した農業イベント、マルシェ等の企画・運営

##### ⑥ 活動記録の作成、SNS等を通じた町の農業の魅力発信

##### ⑦ 毎月の協力隊の活動報告

##### ⑧ その他目標達成に必要な活動

※ 上記内容については一例となります。

### 3. 募集対象（応募要件）

以下のすべての要件を満たす方が対象となります。

#### (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域や政令指定都市等に現在、住所を有しており、委嘱後に本町へ生活拠点を移し、住民票を異動できる方。

※ ご自身の住民登録地について、該当するかどうか不明な場合は総務省の地域おこし協力隊 web サイトで地域要件をご確認いただく、もしくは農林水産課までお問い合わせ

せ下さい。

- (2) 年齢：20～42 歳 ※認定新規就農を見据え 42 歳までとします。  
性別：不問
- (3) 普通自動車運転免許を取得している方（日常の移動や農作業で必須となります）
- (4) 「2 募集分野・活動内容」の一部または全部を達成した上で任期終了後、本町に定住を続け、就農する強い意欲のある方。
- (5) 地域住民や関係機関と円滑にコミュニケーションを図り、協調して事業を推進できる方。
- (6) パソコンを所有し基本的な操作（Word、Excel 等）が可能な方。
- (7) 亶理町内において「認定農業者」または「新規就農者」の認定を受けたことのない方（過去も含む）
- (8) 「誓約書」に掲げる（ア）～（ク）に該当しない者であること。

#### 4. 募集人数

1 名

#### 5. 活動地域

亶理町内全域

#### 6. 契約形態・委託期間・活動時間

- (1) 契約形態  
「亶理町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、町と隊員との間で「業務委託契約」を締結します。  
※町との雇用関係はありません。個人事業主としての活動となります。
- (2) 委託期間  
委託開始日（令和 8 年 12 月 1 日予定）から令和 9 年 3 月 31 日まで。  
※活動実績等を協議のうえ、年度ごとに契約を更新し、最長 3 年間（令和 11 年 11 月 30 日まで）活動することが可能です。
- (3) 活動日数・時間の目安  
月 20 日程度、1 日あたり約 7 時間（月間 140 時間程度）を基本とします。  
※農業という特性上、繁忙期と閑散期で活動量に偏りが生じます。天候や作物の生育状況、起業準備の進捗に合わせて、ご自身の裁量で柔軟に活動日・時間を調整していただきます。

#### 7. 委託料・活動経費・待遇等

- (1) 報償費（委託料）：年額 3,500,000 円（税込）（毎月 290,000 円程度）  
※活動期間が年度途中の場合は月割りで支給となります。  
[支払い方法]  
毎月 5 日まで（※3 月分のみ 3 月 31 日まで）に、前月分の「業務報告書」を町へ提出していただきます。内容を確認後、速やかに指定口座へお支払いします。
- (2) 活動経費（補助金による支援）：  
活動に必要な経費は、「亶理町地域おこし協力隊活動費補助金」として町が予算の範囲

内で交付します。(上限：年間 200 万円) ※活動期間が年度途中の場合は月割りで支給となります。

[対象経費の例]

農機具・加工機材のリース料、農地借用料、種苗代、車両借上料、専門家への相談料、研修費、消耗品費など。

(3) 住居・家賃：

住居は隊員ご自身で探していただきます。物件探しにあたっては、町内の不動産業者の紹介など、町がサポートを行います。

家賃(敷金・礼金を除く月額賃料)については、上記の「活動経費(補助金)」の中から支出することが可能です。

(4) 保険・年金等：

雇用関係がないため、国民健康保険、国民年金等のご自身で加入していただきます。

※農作業・加工作業中の事故に備え、民間傷害保険(または労災保険の特別加入)への加入をお勧めします。(民間傷害保険料は活動経費から支出可能)。

## 8. 働き方に関する特記事項

副業(兼業)について：協力隊の委託業務に支障がない範囲で、任期中から自身の事業による収益活動や、その他の副業を行うことを認めます。起業に向けたスモールステップとしての事業展開を推奨します。ただし、副業する際は事前に町と協議してください。

成果物の権利帰属：本活動を通じて隊員が企画・開発した商品名、デザイン等の知的財産権は、原則として隊員個人に帰属するものとします。退任後の起業にそのまま活用していただけます。

## 9. 起業・就農サポート体制

農地確保の支援：農業委員会や地元農家と連携し、事業に必要な農地(耕作放棄地など)の確保・マッチングをサポートします。

起業支援補助金の交付：任期 2 年目以降または退任後 3 年以内に本町で起業する場合、審査のうえ「巨理町地域おこし協力隊起業支援補助金」を交付し、初期投資(施設整備費等)を支援します。

## 10. 応募手続

募集期間：令和 8 年 10 月 28 日(水)～ 令和 8 年 11 月 13 日(金) 必着

提出書類：

- (1) 応募用紙(所定様式)
  - (2) 誓約書
  - (3) 住民票の抄本
  - (4) 運転免許証の写し
  - (5) 「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明(納税証明書その 3 の 2) ※税務署発行
  - (6) 住民税の未納税額のない証明 ※市町村発行
  - (7) 企画提案書兼事業計画書(任意様式：A4 サイズ 5～10 枚程度)
- 以下の点についてご注意ください。

- ・本町で「何を栽培するのか。どこの耕作放棄地を活用するのか。どのような農家の農業支援や経営継承するのか等。」を明記してください。
- ・3年間の活動ロードマップ（例：1年目＝農地確保・既存農家の支援開始、2年目＝作付け、耕作放棄地の管理、既存農家の技術習得、3年目＝農業継承および新規就農の準備 など）
- ・目標達成に向けてのプロセスや裏付けについて記載してください。

提出先：亶理町農林水産課 宛て（郵送及び窓口での受付）

**【事前相談】**

農業を開始するにあたり地域の状況理解が不可欠です。応募をご検討の方は、書類提出の前に、メールまたは電話にて農林水産課までお気軽にご相談ください。

**【費用負担について】**

当該地域おこし協力隊の募集に応募する際に発生した応募者側の費用については全て自己負担となりますのでご留意願います。

## 1 1. 選考プロセス

本件における選考については下記のとおりです。

(1) 第1次選考（書類選考）：

提出書類をもとに選考します。結果は応募者全員に通知します。

**【主な審査基準】**

- ・事業の実現可能性（3年間のロードマップの具体性、基礎的な知識・調査）
- ・地域への波及効果（本町の資源活用、地域への貢献ビジョン）
- ・熱意と定住意欲（自立して事業を継続する強い意志）

(2) 第2次選考（面接）：

第1次選考合格者を対象に、面接及び事業内容をプレゼンテーションしていただきます。面接及びプレゼンテーション会場は亶理町役場となります。

プレゼンテーションは15分程度として質疑応答を含め全体で30分程度といたします。

(3) 最終結果通知：

第2次選考終了後、速やかに結果を通知します。

## 1 2. お問い合わせ先・書類提出先

亶理町役場 農林水産課 農政班

住 所：〒989-2393 宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地

T E L：0223-34-0503

Email：nousui1@town.watari.miyagi.jp